

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 道路の区域変更
○土地改良区の定款変更の認可
○土地改良区の定款変更の認可

(道路課)
(仙台地方振興事務所)
(東部地方振興事務所)

一 一 一

告 示

○宮城県告示第七百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年十一月二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
二 路線名 三九八号
三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		備考
A	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)		
五・五〇		三、三九四・〇		上記A、 B、C、D、 E、F及びG
B				
一〇・五〇		三、〇四二・〇		

石巻市雄勝町水浜字小浜七六番二地
先から
同市雄勝町雄勝字味噌作一〇番一地先
まで

後					前				
G	E	D	B	A	G	F	E	D	C
三・九〇	八・〇〇	一〇・〇〇	一〇・五〇	五・五〇	三・九〇	五・〇〇	八・〇〇	一〇・〇〇	七・〇〇
一三・四	三四・三	五二・九	七〇・〇	七四・〇	一三・四	二四・〇	三四・三	五二・九	一八・三
一九四・一	一四九・五	六五四・〇	三、〇四二・〇	二、四二九・七	一九四・一	一七八・七	一四九・五	六五四・〇	三九五・二

は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第七百八十六号

大和町土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、令和三年六月二十八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十一月二日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 富 田 政 則

○宮城県告示第七百八十七号

登米市豊里町土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、令和三年十月二十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十一月二日

宮城県東部地方振興事務所

所長
小
林
一
裕